

確定拠出年金 移換時配分指定書（個人型）

日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 御中

以下のとおり、移換金の配分割合を指定します。

なお、配分指定の内容について確認の上署名しました。

※太枠線内は全て記入必須項目です。ボールペンではっきりと漏れなく正確にご記入ください(生年月日の元号は数字に○印をご記入ください)。

記入日 20 年 月 日

基礎年金番号	—	生年月日(和暦)	⑤ 昭和 ⑦ 平成	年	月	日
--------	---	----------	-----------	---	---	---

氏名
(自署)

契約番号

9044000

合計が100%になるようにご記入ください。

運用商品名	商品番号	配分割合
三菱UFJ銀行確定拠出年金専用1年定期預金	0 0 1	% 1
auスマート・ベーシック(安定)	0 0 2	% 2
auスマート・ベーシック(安定成長)	0 0 3	% 3
auスマート・プライム(成長)	0 0 4	% 4
auスマート・プライム(高成長)	0 0 5	% 5
iFree 日経225インデックス	0 0 6	% 6
iFree TOPIXインデックス	0 0 7	% 7
ひふみ年金	0 0 8	% 8
eMAXIS Slim 全世界株式(オール・カントリー)	0 0 9	% 9
eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)	0 1 0	% 10
eMAXIS Slim NASDAQ100インデックス	0 1 1	% 11
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	0 1 2	% 12
eMAXIS Slim 新興国株式インデックス	0 1 3	% 13
大和住銀DC海外株式アクティブファンド	0 1 4	% 14
キャピタル世界株式ファンド(DC年金つみたて専用)	0 1 5	% 15
iFree 日本債券インデックス	0 1 6	% 16
ノーロード明治安田社債アクティブ	0 1 7	% 17
eMAXIS Slim 先進国債券インデックス	0 1 8	% 18
iFree 新興国債券インデックス	0 1 9	% 19
eMAXIS Slim 国内リートインデックス	0 2 0	% 20

運用商品名	商品番号	配分割合
eMAXIS Slim 先進リートインデックス	0 2 1	% 21
三菱UFJ純金ファンド	0 2 2	% 22
		% 23
		% 24
		% 25
		% 26
		% 27
		% 28
		% 29
		% 30
		% 31
		% 32
		% 33
		% 34
		% 35
		% 36
		% 37
		% 38
		% 39
		% 40

合計 1 0 0 %

【ご案内】

- 次の場合、掛金の配分割合により商品を購入します。掛金の配分割合のご指定もない場合には、原則未指図資産として管理されます。
 - 当配分指定書をご記入されない場合
 - ご提出いただいた配分指定書が当社所定の期日(原則として、移換金振込日の3営業日前)までに到着しない場合や記載等の不備が解消されない場合
- 最終的に移換金によって購入された商品につきましては、「お取引報告書(受換)」や「インターネットサービスの取引履歴照会」等にてご確認ください。
- 移換手順の完了後、あらためて運用商品の構成を変更するためのスイッチング(預け替え)の手続きが可能です。

【記入例】商品001(40%)、商品002(0%)
商品003(60%)の場合

商品番号	配分割合
0 0 1	4 0 %
0 0 2	0 0 %
0 0 3	6 0 %
合計	1 0 0 %

【ご記入要領】

- 購入する商品の配分割合をご記入ください。
- 配分割合は1%単位で指定し、その合計が100%であることをご確認ください。
配分割合が0%の場合、配分割合の記入は不要です。
- 記入内容を訂正される場合は、訂正箇所にて二重取消線を引き、余白に訂正後の内容をご記入ください。訂正印(署名)は不要です。

【ご注意】

- 配分指定書の管理は契約番号・基礎年金番号・生年月日・商品番号・配分割合で行いますのでご提出の際にはお手数でも、記入された内容を再度ご確認ください。
- 記入に誤りがある場合は、本用紙での配分指定は無効となり、ご自身で利用者サイトでの配分設定が必要となります。

<個人情報の「利用目的」>

当社における加入者などに関する個人情報の利用目的は以下のとおりです。

- 確定拠出年金制度に係る運営管理業務およびその付随業務の遂行。
 - 確定拠出年金業務の運営に携わる関係機関に対する情報の提供。ただし、以下の要件のいずれかを満たす場合。
 - i) 法令に基づく場合 ii) 当該関係機関の確定拠出年金に係る業務の遂行に必要な場合 iii) ご本人にご同意いただいた場合
- なお、国民年金基金連合会および当社を含む運営管理機関は、確定拠出年金法において、確定拠出年金に係る業務の遂行に必要な範囲内で加入者等の個人情報を保管、使用しなければならないこととされています。

◆ No.0250228-3-A 18.08

《JIS&T使用欄》

強制区分

照会

1: 強制

..